平成29年5月11日

特別支援教育就学奨励費について

須崎市教育委員会

須崎市では、須崎市立小中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、その負担能力の程度に応じ就学のため必要な経費の援助を行うことにより、特別支援教育の充実を図ることを目的として、特別支援教育就学奨励費を支給しています。

**◎補助対象となる方**

須崎市立小中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者

但し、既に就学援助制度等の認定を受けている方は除きます。

**◎支給内容**

世帯の収入額により下記の支弁区分が決定されます。

|  |  |
| --- | --- |
| 支　弁　区　分 | 説　　明 |
| Ⅰ段階 | 収入額が需要額の１．５倍未満の対象者 |
| Ⅱ段階 | 収入額が需要額の１．５倍以上２．５倍未満の対象者 |
| Ⅲ段階 | 収入額が需要額の２．５倍以上の対象者 |

* 需要額とは、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第８条第１項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要額をいう。

【就学奨励費の対象となる費目及び限度額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　　目 | 対象となる内容 | 支　弁　区　分 |
| Ⅰ段階・Ⅱ段階 | Ⅲ段階 |
| 学校給食費 | 学校給食法第１１条第２項に定める学校給食費 | 保護者実費の半額 |  |
| 通学費 | 学校長及び市教委が適当と認めた場合のみ、児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費但し、算定は、通学の経路・方法等について児童等の心身の発達段階、障害の状態・特性等、通学安全性等の実情を考慮して行うものとする。 | 全額給付 | 保護者実費の半額 |
| 修学旅行費 | 児童生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（小学校又は中学校を通じてそれぞれ１回に限る。） | 保護者実費の半額　小学校限度額（10,590円）　中学校限度額（28,335円） |  |
| 校外活動等参加費（泊なし） | 児童生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料 | 保護者実費の半額小学校限度額（785円）中学校限度額（1,135円） |  |
| 校外活動等参加費（泊あり） | 　児童生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費、宿泊費及び見学料 | 保護者実費の半額小学校限度額（1,810円）中学校限度額（3,050円） |  |
| 学用品・通学用品購入費 | 児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費※購入した品物のレシート、領収書等が必要です | 保護者実費の半額小学校限度額（5,710円）中学校限度額（11,160円） |  |
| 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（１年生のみ） | 　小学校又は中学校に入学する者が新入学に当たって通常必要とする学用品及び通学用品の購入費（ランドセル等）※購入した品物のレシート、領収書等が必要です | 保護者実費の半額小学校限度額（10,235円）中学校限度額（11,775円） |  |

* **支弁区分に関係なく、放課後児童クラブ利用者は、利用料が全額免除されます。**

**◎申請手続き**

下記の書類を**平成２９年６月９日（　金　）**までに学校へ提出して下さい。

1. 「平成29年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」　１部
2. 「口座振替申出書」　１部
3. 「委任状・同意書」　１部

(問い合わせ)

　　須崎市教育委員会事務局 　学校教育課　学校教育係

TEL　0889-42-5291